

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例（平成 27 年 9 月国立市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
(設置運用基準)

第 3 条 条例第 4 条に規定する設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 安心安全カメラの設置目的に関すること。
- (2) 安心安全カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 安心安全カメラの撮影対象区域に関すること。
- (4) 安心安全カメラの設置の表示に関すること。
- (5) 安心安全カメラの機器の構成に関すること。
- (6) 安心安全カメラの管理責任者に関すること。
- (7) 映像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。
- (8) 苦情処理の手続に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、安心安全カメラの適正な管理及び運用に関し市長が必要と認める事項。

(設置運用基準の届出等)

第 4 条 条例第 4 条の規定による安心安全カメラを設置する場合における設置運用基準の届出は、当該設置をしようとする日の 14 日前までに、安心安全カメラ設置運用基準届出書（第 1 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 4 条の規定による設置運用基準の変更の届出は、当該変更をしようとする日の 14 日前までに、安心安全カメラ設置運用基準変更届出書（第 2 号様式）により行わなければならない。

3 条例第 4 条の規定による安心安全カメラを廃止する場合における届出は、当該廃止をしようとする日までに安心安全カメラ廃止届出書（第 3 号様式）により行わなければならない。

(映像データの保管期間)

第 5 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める期間は、7 日以内とする。ただし、管理運用上これによりがたい正当な理由があるときは、必要最小限の範囲で

安心安全カメラ設置者が別に定めることができる。

(報 告)

第 6 条 条例第 1 2 条第 1 項の規定による定期的な報告は、定期報告書（第 4 号様式）により年 1 回行うものとする。

(勸 告)

第 7 条 条例第 1 3 条の勧告は、勧告書（第 5 号様式）により行うものとする。

(公 表)

第 8 条 条例第 1 4 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市の掲示場への掲示及び市報又はホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 安心安全カメラ設置者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 条例第 1 3 条の規定により行った勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(委 任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

安心安全カメラ設置運用基準届出書

国立市長 殿

設置者
所在地
名称
代表者名
電話

安心安全カメラの設置運用基準を定めたので、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置目的	
設置年月日	年 月 日
撮影対象区域	
設置の表示	表示場所 表示内容
機器の構成	カメラ 台 映像表示装置 台 映像記録装置 台
管理責任者	氏名 連絡先
映像データの管理	保管場所 保管方法 保管期間 廃棄方法
苦情処理の手続	
その他	

※ 撮影対象区域、カメラの設置場所及びカメラを設置している旨を表示する場所を記載した図面を添付すること。

年 月 日

安心安全カメラ設置運用基準変更届出書

国立市長 殿

設置者
所在地
名称
代表者名
電話

安心安全カメラの設置運用基準を変更するので、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更する年月日	年 月 日
変更する事項	変更前
	変更後
変更する理由	

※ 変更する内容が確認できる書類、図面等を添付すること。

年 月 日

安心安全カメラ廃止届出書

国立市長 殿

設置者
所在地
名称
代表者名
電話

安心安全カメラを廃止するので、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止する年月日	年 月 日
廃止する理由	

年 月 日

定期報告書

国立市長 殿

設置者
所在地
名称
代表者名
電話

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

対象期間	年 月 日～ 年 月 日
条例第8条第1項ただし書の規定による映像データの利用又は外部提供	有・無 (有の場合は、利用者又は提供先及び件数を記載)
その他	

第 号
年 月 日

勧告書

様

国立市長

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例第13条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容	
勧告の理由	
履行期限	年 月 日